

令和4年5月24日

〒451-0045

名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー18階

株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディング 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人から貴社に対する令和4年3月1日付け申入書に対し、貴社からは、令和4年4月1日付けでご回答を頂きました。

貴社からは、規約の一部であれ当法人が対外的な開示をしないことを確約することを条件に、最新の規約を開示する旨のご連絡をいただいています。

しかし、消費者契約法27条においては、「適格消費者団体は、消費者被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決・・・又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。」とされており、当法人は、当法人が裁判外において事業者に対して行う申入れ及び事業者からの回答について、消費者に対して、必要な範囲で提供する努力義務を負うものとされています。そのため、貴社からご開示いただいた規約について対外的な開示を一切行わないことを確約することはできかねます。

また、貴社の改定後の規約を開示することは、貴社が消費者の利益の観点から規約を改善したことを消費者に対して知らせるものとなり得ることから、貴社にとっても利益となるものであると考えております。

以上を前提にご検討いただき、令和4年6月24日までに、改定後の規約をご開示いただきますよう申し入れます。

敬具